

くらしの危険

しつこい不動産勧誘にご注意！
～恐怖を覚えるような強引な勧誘～

相談事例

夜、自宅にマンションの勧誘電話があった。断ると理由をしつこく聞かれ、電話を切らせてくれなかった。業者から「高校卒業名簿を見ているから、あなたの住所はわかっている。一度会って話を聞いてくれば、断ってもかまわない。」などと2時間も話をされ、根負けして仕方なく、明日会う約束をしてしまった。

〈お答えします〉 最近、不動産販売に関する電話勧誘で、とにかく会う約束をとりつけるために強引な勧誘を行う事例が目立っています。同様の事例では、断って電話を切ってもすぐにかけてきたり、一日に何度も電話をかけてきたり、「説明も聞かずに何が分かるのか」などと執拗に勧誘するケースがあります。

不動産勧誘のルール

一般的に業者と消費者との販売方法に関するルールは特定商取引法（特商法）に定められていますが、マンションの販売は宅地建物取引業法（宅建業法）の規制を受けます。

宅建業法では、事業者の「電話による長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法により消費者を困惑させる行為」を禁止しています。また、利益を生じることが確実であると誤解させるようなセールストークも禁止しており、行政処分の対象となっています。しかし、勧誘の際に禁止行為があったと立証することが難しいこともあって、事例のような強引な勧誘が後を絶ちません。

アドバイス

- 1 業者から強引に勧められても、買う気がなければ毅然と断りましょう。
- 2 業者と会うと、さらに断りにくくなりますので、絶対に会わないようにしましょう。自宅に来られるなどして恐怖を感じたら警察に通報してください。
- 3 限度を超える執拗な勧誘は、宅建業法の違反行為となりますので、「監督官庁（埼玉県の開発指導課など）に苦情相談をします。」と警告するののも一つの方法です。なお、その際には相手の名前や会社名などをメモしておいてください。
- 4 有料になりますが、相手の電話番号が確認できるサービスを活用して着信拒否をしたり、非通知の電話にはできないなどの方法をとるのもよいでしょう。
そのほか不動産勧誘で困ったことがあったら、早めに
お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

企画財政課のお知らせ

問合せ／企画財政課 ☎ 991-1815
教育文化振興課 ☎ 992-1321

えせ同和行為を
排除しましょう

◆えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な図書購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることです。

えせ同和行為の横行は、「国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因」となっています。

◆えせ同和行為は断固拒否しましょう

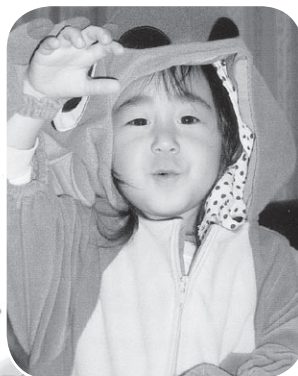
えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協はしないことが大切です。

本町を含む埼玉葛15市町では、様々な人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施し、年度初めの4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」として「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



い あんな
井 杏奈 ちゃん
【H19.6.28】

【コメント】

スティッチかと思ったら
我が家のひょうきんモンスター
【隆博・裕美】
（大字松伏）



いちむら
市村 きらり ちゃん
【H21.7.22】

【コメント】

ワガママお姫様♥
【俊幸・香織】
（大字松伏）